

第五十五回国会
衆議院

大蔵委員会議録 第二十二号

昭和四十二年六月二日(金曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 小宮山 重四郎君

理事 笹山 茂太郎君

理事 西岡 武夫君

理事 山中 貞則君

理事 広沢 賢一君

理事 堀 昌雄君

理事 山田 耻目君

理事 永末 英一君

理事 広沢 直樹君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 小沢 辰男君

大蔵省主計局次 岩尾 一君

大蔵省主計局次 武藤謙二郎君

大蔵省主計局次 相沢 英之君

運輸政務次官 金丸 信君

自治政務次官 伊東 隆治君

建設省道路局次 吉兼 三郎君

自治大臣官房参 鎌田 要人君

委員外の出席者

長 建設省道路局次

自治大臣官房参

事官

自治大臣官房参 倉橋 義長君
事官 門 員 坂井 光三君

六月一日

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(横山利秋君外十三名提出、衆法第一三三三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

石油ガス税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第七五号)

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第一〇一号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

去る五月十日設置が決定いたしました三つの小委員会の小委員及び小委員長を、この際委員長より指名いたします。

小委員の氏名は、公報をもってお知らせすることとし、税制及び税の執行に関する小委員長には足立篤郎君、金融及び証券に関する小委員長には小峯柳多君、財政制度に関する小委員長には藤井勝志君をそれぞれ指名いたします。

○内田委員長 次に、石油ガス税法の一部を改正

する法律案、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案及び昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案を議題といたします。

石油ガス税法の一部を改正する法律案

石油ガス税法の一部を改正する法律案(昭和四十年法律第五十六号)

石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「同年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 今次の税制改正の一環として、石油ガス税の軽減税率の適用期間を二年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(昭和四十二年法律第二十二号)以下「昭和四十二年法律第二十二号」という。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(昭和四十二年法律第二十二号)以下「昭和四十二年法律第二十二号」という。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(昭和四十二年法律第二十二号)以下「昭和四十二年法律第二十二号」という。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(昭和四十二年法律第二十二号)以下「昭和四十二年法律第二十二号」という。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(昭和四十二年法律第二十二号)以下「昭和四十二年法律第二十二号」という。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(昭和四十二年法律第二十二号)以下「昭和四十二年法律第二十二号」という。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(昭和四十二年法律第二十二号)以下「昭和四十二年法律第二十二号」という。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(昭和四十二年法律第二十二号)以下「昭和四十二年法律第二十二号」という。

第一項第一号の規定により改定された年金又は同法第七條の二第一項の規定により支給される年金のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「施行法」という。第二條第一項第二号に規定する旧法(以下「旧法」という。))の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものについては、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第一〇一号。以下「昭和四十年法律第一〇一号」という。))第一條の規定により改定された年金の額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給(同條第二項又は第三項の規定により同條第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同條第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項に規定する年金のうち、昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十二号。以下「昭和四十一年法律第二百二十二号」という。附則第二條に規定するもの)に対する同項の規定の適用については、同項の規定による改定の基礎となる俸給とみなす仮定俸給は、同條の規定に基づき改定された年金額の算定の基礎となつた仮定俸給(同條ただし書の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同條本文の規定に基づき年金額を改定したものとした

場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。別表第一において「昭和四十一年仮定俸給」という。）に対応する別表第一の仮定俸給とする。

3 前二項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金に相当する年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るものの額は、第一項中「別表第一の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の仮定俸給に、その額にそれぞれ対応する別表第二の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額」として、同項又は前項の規定により算定した額とする。この場合において、当該年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したとき（遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く）は、その日の属する月の翌月分以後、これらの規定に準じてその額を改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 第一項、第二項又は前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

（特別措置法による公務員年金等の額の改定）
第二条 特別措置法第六條第一項第二号の規定により改定された年金のうち、公務による傷病を給付事由とする年金（以下「障害年金」という。）、公務による死亡を給付事由とする年金（以下「殉職年金」という。）又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金（以下「障害遺族年金」という。）については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年法律第百一十號第二條第一項の規定により改定

された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同法第二項又は同法第四項において準用する同法第一條第三項の規定により同法第二條第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金）については、同法第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、それぞれ旧陸軍共済組合、特別措置法第一條に規定する共済協会又は同法第二條に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、障害年金及び障害遺族年金にあつては、同法第六條第三項の規定により改定された月数によるものとし、殉職年金にあつては、別表第三の上欄に掲げる当該仮定俸給に同じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乘じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項又は第四項において準用する前条第二項から第四項までの規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十二年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては四万三千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする。）

二 殉職年金 十萬二千円（七十歳以上の場合には十一萬九千円とし、六十五歳以上七十歳未満の場合及び六十五歳未満の妻、子又は孫の場合には十一萬千円とする。）

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の六に相当する金額

六に相当する金額

3 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七號）第二十四條に規定する遺族

（夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に規定する入夫婦姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五條第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 五千元

二 扶養遺族が二人以上である場合 七千元

4 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（旧法による年金の額の改定）

第三条 旧法の規定による退職年金、廢疾年金又は遺族年金（旧法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年法律第百一十號第三條第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同法第三項において準用する同法第一條第二項又は第三項の規定により同法第二條第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金）については、同法第三條第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 旧法第九十條の規定による年金のうち、障害年金、殉職年金又は障害遺族年金については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年法律第百一十號第三條第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同法第三項において準用する同法第一條第三項又は第二條第二項の規定により同法第二條第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金）については、同法第三條第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和三十五年三月三十一日以前の旧法による年金の額の改定）

基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法第九十條に規定する従前の法令の規定の例（その算定の際俸給月額に乘すべき月数は、殉職年金にあつては、別表第三の上欄に掲げる当該仮定俸給に同じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乘じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

3 第一條第二項から第五項までの規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ準用する。

（昭和三十五年三月三十一日以前の旧法による年金の額の改定）

第四條 昭和三十五年三月三十一日以前に國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八號）以下「新法」という。）の退職（死亡を含む。）以下この条及び次条において同じ。）をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。）次項及び次条第一項において同じ。）については、昭和四十二年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九號又は同項第十七號若しくは第十八號に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十三號）による改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 昭和四十年法律第百一十號第四條第一項第一号の規定により算定した額に一・一を乘じて得た額をいう。

二 仮定恩給法の俸給年額 昭和四十年法律第百一十號第四條第一項第二号の規定により算定

した額に、一・一を乘じて得た額をいう。

した額で恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号。以下「昭和四十二年法律第 号」という。）附則別表第一から附則別表第三までの上欄に掲げるものに
対応するこれらの表の下欄に掲げる仮定俸給年額をいう。

三 仮定旧法の俸給年額 昭和四十年法律第百一
号第四條第一項第三号の規定により算定した額を十二で除して得た額で別表第一の上欄に掲げるものに
対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額をいう。

六十五歳以上の者又は遺族年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係る退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で前項の規定の適用を受けるものの額のうち、施行法第一
条第一項第一号から第三号までの期間として年金額の計算の基礎となるものに係る額は、前項各号列記以外の部分中「仮定恩給法の俸給年額」とあるのは「仮定恩給法の俸給年額に、その額にそれぞれ対応する恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）附則別表
第四から附則別表第六までの第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、これらの表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額」と、「仮
定旧法の俸給年額」とあるのは「仮定旧法の俸給年額に、その額を十二で除して得た額にそれ
ぞれ対応する別表第二の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）の十二倍に相当する金額を加えて得た額」として同項の規定により算定した額とする。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

3 第一条第四項及び第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第四条第二項」と読み替えるものとする。

4 衛視等（新法附則第十三条に規定する衛視等をいい、施行法第五十一条の三第一項の規定に

より衛視等であつたものとみなされる者を含む。以下同じ。）で昭和三十五年三月三十一日以前に新法の退職（衛視等でない）をすることを含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）をしたものに係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。次条第二項において同じ。）については、昭和四十二年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定衛視等の新法の俸給年額又は仮定衛視等の恩給法の俸給年額をそれぞれ新法附則第十三条の二第二項若しくは施行法第二條第一項第三号又は同項第十七号の二に規定する衛視等の俸給年額又は衛視等の恩給法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

のについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定（昭和三十九年十月一日前に退職した者については、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の新法又は施行法の規定とし、同日以後昭和四十一年十月一日前に退職した者については、昭和四十一年法律第百二十二号第二條の規定による改正前の新法又は施行法の規定とする。次項において同じ。）を適用して算定した額に改定する。

の俸給年額をそれぞれ新法附則第十三条の二第二項若しくは施行法第二條第一項第三号又は同項第十七号の二に規定する衛視等の俸給年額又は衛視等の恩給法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

二 仮定衛視等の恩給法の俸給年額 昭和四十年法律第百一号第四條第三項第二号の規定により算定した額で昭和四十二年法律第 号附則別表第一の上欄に掲げるものに
対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給年額をいう。

三 仮定旧法の俸給年額 昭和四十年法律第百一
号第五條第一項第三号の規定により算定した額を十二で除して得た額で別表第一の上欄に掲げるものに
対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額をいう。

七条 第一条から第五条までの規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

（昭和四十二年九月三十日以前の旧法による年金の額の改定）
第五条 昭和三十五年四月一日以後に新法の退職をした組合員（次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十二年九月三十日において現に支給されているも

（費用の負担）
七条 第一条から第五条までの規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

二 第四条及び第五条の規定による年金額の改定により増加する費用（次号に掲げる費用を

除く。のち、施行法第十一條第一項第四号（同法第四十二條において準用する場合を含む。）の施行日以後の組合員期間以外の期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、国が負担し、同法の施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、新法第九十九條第二項第二号及び第四項、第二百二十五條並びに第二百二十六條第二項の規定の例による。

三 第四條及び第五條の規定による年金額の改定により増加する費用のうち公務による廃疾年金又は公務に係る遺族年金についての費用は、国が負担する。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、附則第六條中施行法第二十二條、第二十七條及び第四十一條第一項の改正規定並びに附則第七條、第九條及び第十條の規定は、公布の日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整）

第二條 この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金のうち公務による傷病又は死亡を給付事由とするものを受ける権利を有する者で、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、この法律は、適用しない。

（新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に關する経過措置）

第三條 施行法第二條第一項第七号に規定する更新組合員（同法第四十一條第一項各号に掲げる者及び同法第四十二條第一項に規定する恩給更新組合員を含む。次條、附則第九條及び附則第十條において「更新組合員等」という。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十二年法律第 号第二條の規定による改正後

の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第二十四條の九及び施行法の規定を適用するとし、又は退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十二年十月分から、その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、法律第五十五号附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は施行法第二條第一項第二号の二に規定する旧法等、新法若しくは施行法の規定による退職一時金、廢疾一時金又は遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（新法第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）又はその遺族である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額（新法第八十條第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同法第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

（琉球諸島民政府職員期間のある者に關する経過措置）
第四條 前條の規定は、更新組合員等が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、昭和四十

二年法律第 号第三條の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律（昭和二十八年法律第五十六号）第十條の二及び施行法の規定を適用するとし、又は退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるとき、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廢疾年金若しくは遺族年金の額を改定すべきこととなるときについて準用する。

（他の法律の一部改正）
第五條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七條 第一項中「若しくは昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律（昭和四十一年法律第二百二十二号）附則第二條」を「昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律（昭和四十二年法律第 号）第一條若しくは第二條」に改める。

第六條 国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部を次のように改正する。
第十三條 第三項中「年額」の下に「（第五條第二項本文の規定を適用しないものとしたならば恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十一号。第三十二條の二第二項において「昭和四十一年法律第二百二十一号」という。）附則第六條の規定の適用を受ける者については、同條の規定により算定した普通恩給の年額）を加える。
第十五條 第二項及び第三項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」

に改める。
第二十條中「場合」の下に「及び増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はその遺族が第四十條第一項又は第二項の規定による申出をした場合」を加える。
第二十七條中「場合」の下に「及び増加恩給等を受ける権利を有していた更新組合員又は更新組合員であつた者で第四十條第一項又は第二項の規定による申出のあつたものが当該公務傷病により死亡した場合」を加える。
第三十二條の二第二項中「又は孫」を「若しくは孫又は七十歳以上の者」に、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十一号）」を「昭和四十一年法律第二百二十一号」に改める。

第三十三條中「七万七千六百四十四円」を「九万四千九百四十四円」に改める。
第四十一條第一項中「第三節まで」の下に「第二十條」を、「第二十六條第二項」の下に「第二十七條」を加える。

別表中「二九一、二〇〇円」を「三七〇、二〇〇円」に、「二九四、二〇〇円」を「二四七、二〇〇円」に、「一三四、二〇〇円」を「一六九、二〇〇円」に改め、同表の備考二中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。
第七條 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二條に次の一項を加える。

2 改正後の施行法第二條第一項第五号及び第七條第一項第二号（同法第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定にかかわらず、施行日前に給付事由が生じた給付について、昭和四十二年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律（昭和四十二年法律第 号）の公布の日の

属する月の翌月分以後適用する。

(恩給公務員期間を有する者等の年金の額の引上げに伴う経過措置)

第八条 附則第六條の規定による改正後の施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十三条、第三十二条の二第二項、第三十三条(これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)及び別表の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金、廃疾年金及び遺族年金についても、同年十月分以後適用する。

2 改正後の施行法第十五条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十二年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の額は、第四条又は第五条の規定による改定前の退職年金について附則第六條の規定による改正後の施行法第十五条の規定を適用し又は準用した場合の支給額を下らないものとする。

(増加恩給等を受ける権利を有していた者に係る公務による年金の支給等に関する経過措置)

第九条 この法律の公布の日前に退職し、若しくは死亡した更新組合員等(更新組合員等であつた者を含む。次条第七項を除き、以下同じ。)又はその遺族が、改正後の施行法第二十条又は第二十七条(これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。)の規定の適用により、新たに新法第八十一条第一項第一号の規定による廃疾年金に関する規定又は新法第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金に関する規定の適用を受けることとなるとき(次条第三項の規定の適用があるときを除く。)

は、この法律の公布の日属する月の翌月分以後、これらの者に、これらの規定による廃疾年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後これらの者の廃疾年金若しくは遺族年金

の額を新法及び施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 施行法第四十条第一項又は第二項(これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。次項及び次条第三項において同じ。)の申出があつた更新組合員等で組合員期間が二十年未満のものが、この法律の公布の日前に、公務による傷病(以下「公務傷病」という。)によらないで退職後死亡した場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用するとならば新法第八十一条第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を廃疾年金を受ける権利を有する者の遺族とみなして、同日の属する月の翌月分以後、新法第八十八条第一項第三号又は第四号の規定による遺族年金を新たに支給する。

3 施行法第四十条第一項又は第二項の申出があつた者のうち政令で定めるものの公務による廃疾年金の額は、新法第八十二条若しくは施行法第二十二條若しくは第二十三條(これらの規定を同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により算定した額又は改正後の施行法第二十四条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)に定める額が、同法第二十一条第一項第八号に規定する傷病年金の額及び新法の規定による退職給付の額を合算した額を基準として政令で定める額より少ないときは、当該金額とする。

4 附則第三條第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定により新たに廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又は第一項の規定によりこれらの年金の額を改定する場合について準用する。

第十条 この法律の公布の際、現に増加恩給等(施行法第一條第一項第九号に規定する増加恩給等)を受ける。以下同じ。)を受ける権利を有する更新組合員等である者は、この法律の公布の日

から六十日を経過する日以前に、当該増加恩給等を受けることを希望しない旨をその裁定庁に申し出ることができる。この場合には、当該増加恩給等を受ける権利は、この法律の公布の日の前日において消滅したものとみなす。

2 前項に規定する者が同項の申出の期限前に死亡した場合には、同項の申出は、その遺族がすることができる。

3 前二項の規定による申出は、改正後の施行法第二十条及び第二十七条の規定の適用については、同法第四十条第一項又は第二項の規定による申出とみなす。

4 この法律の公布の日前に死亡した更新組合員等の遺族でその死亡により増加恩給等に係る扶助料を受けている者は、同日から六十日を経過する日以前に、当該扶助料を受けることを希望しない旨をその裁定庁に申し出ることができる。この場合においては、当該扶助料を受ける権利は、この法律の公布の日において消滅したものとみなす。

5 公務傷病により死亡した更新組合員等につき前項の申出があつた場合には、この法律の公布の日属する月の翌月分以後、その者の遺族に、新法第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後、その者の遺族年金を新法及び施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

6 公務傷病によらないで退職後死亡した更新組合員等につき第四項の申出があつた場合において、その者の死亡の際新法及び改正後の施行法の規定を適用するとならば新法第八十一条第一項第一号の規定による廃疾年金を支給すべきこととなるときは、その者の遺族を廃疾年金を受ける権利を有する者の遺族とみなして、この法律の公布の日属する月の翌月分以後、新法第八十八条第一項第二号から第四号までの規定による遺族年金を新たに支給し、又は同月分以後その者の遺族年金をこれらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

7 前条(この法律の公布の際現に更新組合員等である者については、同条第三項)の規定は、第三項又は前二項の規定の適用により、新たに新法第八十一条第一項第一号若しくは第八十八条の規定による廃疾年金若しくは遺族年金を支給し、又はこれらの年金の額を改定することとなる場合について準用する。

8 施行法第四十条第四項及び第五十四条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定による申出があつた場合について準用する。

9 第一項、第二項又は第四項の規定による申出があつた更新組合員等につき公務による廃疾年金又は遺族年金を支給する場合において、その者が昭和三十四年一月一日(施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員については、同年十月一日)以後の更新組合員等であつた期間に係る分として増加恩給の支給を受けていたときは、当該増加恩給の額の総額に相当する額に達するまで、当該廃疾年金又は遺族年金の支給に際し、その支給時に係る支給額から政令で定める額を控除するものとする。

10 前条及びこの条に規定するもののほか、増加恩給等を受ける権利を有していた更新組合員等に係る長期給付に関する規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

別表第一

昭和四十年法律第百一十一号別表第一の仮定年俸給		昭和四十二年法律第百一十一号別表第一の仮定年俸給	
昭和四十年法律第百一十一号別表第一の仮定年俸給		昭和四十二年法律第百一十一号別表第一の仮定年俸給	
八、六〇〇	八、六〇〇	八、六〇〇	八、六〇〇
八、八三〇	八、八三〇	八、八三〇	八、八三〇
九、〇四〇	九、〇四〇	九、〇四〇	九、〇四〇
九、三三〇	九、三三〇	九、三三〇	九、三三〇
九、五一〇	九、五一〇	九、五一〇	九、五一〇
九、八四〇	九、八四〇	九、八四〇	九、八四〇
一〇、三二〇	一〇、三二〇	一〇、三二〇	一〇、三二〇
一〇、八二〇	一〇、八二〇	一〇、八二〇	一〇、八二〇
一一、三一〇	一一、三一〇	一一、三一〇	一一、三一〇

[illegible]

第一欄に掲げる金額とし、一一〇分の八・五を乗じて得た金額（一〇〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の第二欄に掲げる金額とする。

別表第三

別表第一の下欄に掲げる仮定俸給	率
五、三〇円以上のもの	三・六割
三、六〇円をこえ六、三〇円未満のもの	三・三割
三、三〇円をこえ三、六〇円以下のもの	三・〇割
三、〇〇円をこえ三、三〇円以下のもの	二・七割
二、七〇円をこえ三、〇〇円以下のもの	二・四割
二、四〇円をこえ二、七〇円以下のもの	二・一割
二、一〇円をこえ二、四〇円以下のもの	一・八割
一、八〇円をこえ二、一〇円以下のもの	一・五割
一、五〇円をこえ一、八〇円以下のもの	一・二割
一、二〇円をこえ一、五〇円以下のもの	九割
九〇円をこえ一、二〇円以下のもの	八割
六〇円をこえ九〇円以下のもの	七割
三〇円をこえ六〇円以下のもの	六割
三〇円以下のもの	五割

別表第四

障害の等級	年金額
一級	三八七、〇〇〇円
二級	三三三、〇〇〇円
三級	二五二、〇〇〇円
四級	一九〇、〇〇〇円

五級	一四七、〇〇〇円
六級	一二二、〇〇〇円

備考

一 障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十九号）別表第二に基づいて大蔵大臣の定めるところによる。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一九〇、〇〇〇円」とあるのは、「二二二、〇〇〇円」と読み替えるものとし、その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

理由

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、国家公務員共済組合法等に基づく既裁定の年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正の内容に準じて改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案
昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する

年金の額の改定に関する法律
（旧法による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定）

第一条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号。以下本則において「法」という。）第三条第一項に規定する共済組合（以下「共済組合」という。）が支給する年金のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二十九号）第二条第一項第二号に規定する旧法（以下「旧法」という。）の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）に相当する年金については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十年法律第八十三号。以下「昭和四十年年度改定法」という。）第一条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第二項又は第三項の規定により同条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定した年金額）に改定する。同法第一条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給（旧法）に改定する。算定した額に改定する。

2 前項に規定する年金のうち、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十四号）附則第二条第一項に規定するものに対する前項の規定の適用については、同項の規定による改定の基礎となる俸給とみなす仮定俸給は、同条第一項の規定に基づき改定された年金額の算定の基礎となつた仮定俸給（同項ただし書の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額）とした年金については、同項本文の規定に基づき年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。別表第一において「昭和四十一年仮定俸給」という。）に対応する別表第一の仮定俸給とする。

3 前二項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金に相当する年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るものの額は、第一項中「別表第一の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の仮定俸給に、その額にそれぞれ対応する別表第二の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者については、同表の第二欄に掲げる金額）を加えて得た額」として、同項又は前項の規定により算定した額とする。この場合において、当該年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したとき（遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く）は、その日の属する月の翌月分以後、これらの規定に準じてその額を改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 第一項、第二項又は前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定した年金額とする。

（旧法による障害年金、殉職年金又は障害遺族年金の額の改定）

第二条 共済組合が支給する旧法第九十条の規定による年金に相当する年金のうち、公務による傷病を給付事由とする年金（以下この条において「障害年金」という。）、公務による死亡を給付事由とする年金（以下この条において「殉職年金」という。）又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務による死亡を給付事由とする年金（以下この条に

において「障害遺族年金」という。については、昭和四十二年十月分以後、その額を、昭和四十二年改定法第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた同法別表第一の仮定俸給（同条第二項又は同条第四項において準用する同法第一項第三項の規定により同法第二項第二号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定した年金額）に改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例（その算定の俸給月額に乘すべき月数は、殉職年金にあつては、別表第三の上欄に掲げる当該仮定俸給に同じ同表の下欄に掲げる率を二箇月に乗じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項又は第四項において準用する前条第二項から第四項までの規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十二年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては四万三千円を、三級から六級までに該当するものにあつては七千円をそれぞれ加算した額とする。）

二 殉職年金 十万二千円（七十歳以上の場合には十一万九千円とし、六十五歳以上七十歳未満の場合及び六十五歳未満の妻、子又は孫の場合には十一万一千円とする。）

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の六に相当する金額

3 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父、祖母又は同条に

規定する入夫婚姻による妻の父若しくは母にあつては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 五千元

二 扶養遺族が二人以上である場合 七千元

4 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

（昭和四十二年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定）

第三条 昭和四十二年九月三十日以前に法の退職（死亡を含む。以下この項において同じ。）をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、昭和四十二年改定法第三項第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつた俸給年額（同条第二項において準用する同法第一項第三項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額）に改定する。同法第三項第一項の規定により、昭和四十年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じてそれぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額（十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）で別表第一の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定（法第五十条の二第二項後段の規定については、昭和三十九年十月一日前に退職した者にあつては、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第五十三号）による改正前の同項後段の規定。次項において同じ。）を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける退職年金、減額退職年金又は遺族年金のうち、六十五歳以上の者又は遺族年金を受ける六十五歳未満の妻、子若しくは孫に係るもの額は、同項の規定により算定した額（法附則第六條第六項又は法附則第十四條第二項（これらの規定を法附則第十七條の二及び法附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものにあつては、これらの規定の適用を受けなかつたものとして算定した額）に、その算定の基礎となつた俸給年額を十二で除して得た額で別表第二の上欄に掲げるものに対応する同表の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）の十二倍に相当する金額を法第十七條第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定（法附則第六條第六項及び法附則第十四條第二項（これらの規定を法附則第十七條の二及び法附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定を除く。）の例により算定した額のうちその計算の基礎となつた法附則第五條第一項各号に掲げる期間（その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）に対応する部分の額を加えた額とする。この場合において、当該年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、その額を算定するものとする。

3 法附則第六條第六項及び法附則第十四條第二項の規定は、前項の規定により算定された年金の額について準用する。この場合において、法附則第六條第六項中「第五十八條第二項第三号、前項又は附則第十四條第五項の」とあり、法附則第十四條第二項中「同項の」と及び「前項の」とあるのは、「昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第 号）第三條第二項の」と読み替へるものとする。

4 第一條第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第三條第二項及び第三項」と読み替へるものとする。

は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第三條第二項及び第三項」と読み替へるものとする。

（端数計算）

第四條 第一條から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

（費用の負担）

第五條 第一條及び第二條の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

2 第三條の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

一 法附則第五條第一項各号に掲げる期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

二 前号の費用以外の費用については、法第六十四條第一項並びに第六十六條第一項第二号及び第三項第二号の規定の例による。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

（新たに旧軍人の恩給を受けることとなる者に關する経過措置）

第二條 公共企業体職員等共済組合法附則第四條第二項に規定する更新組合員（同法附則第二十六條第一項に規定する転入組合員及び当該更新組合員又は転入組合員であつた者で再びもとの共済組合の組合員となつた者を含む。以下「更新組合員等」という。）であつた者（更新組合員等で死亡したものを含む。以下同じ。）又はその遺族で、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」

は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「第三條第二項及び第三項」と読み替へるものとする。

（端数計算）

第四條 第一條から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

（費用の負担）

第五條 第一條及び第二條の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

2 第三條の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、次に定めるところによる。

一 法附則第五條第一項各号に掲げる期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社が負担する。

二 前号の費用以外の費用については、法第六十四條第一項並びに第六十六條第一項第二号及び第三項第二号の規定の例による。

五号」という。附則第二十四条の九の規定により新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料（以下「軍人普通恩給等」という。）を受ける権利又は資格を取得したものが、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において当該更新組合員等であつた者の退職又は死亡により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有していたときは、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算して、昭和四十二年十月分から、当該年金の額を改定する。ただし、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算した残りの期間が年金たる給付の基礎となるべき期間に満たないときは、その者又はその遺族は、施行日において当該年金を受ける権利を喪失するものとする。

2 前項ただし書の場合において、その者又はその遺族が施行日の前日までに既に支給を受けた年金の額が、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算した残りの期間を基礎として算出した退職一時金基礎額に相当する額に満たないときは、施行日から起算して百二十日以内に、当該退職一時金基礎額に相当する額から既に支給を受けた年金の額を差し引いた残りの額に相当する金額をその者又はその遺族に支給する。

3 前項に規定する退職一時金基礎額の算出の基礎となつた期間は、公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

4 第一項の規定に該当する者が、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

第三条 更新組合員等が法律第百五十五号附則第二十四条の九の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得した場合において、施行日から起算して九十日以内に、総理府令で定めるところにより、当該軍人恩給を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者は、当該軍人恩給を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

第四条 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十一号）附則第七條第一項又は第二項の一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族で、法律第百五十五号附則第二十四条の九の規定により新たに軍人普通恩給等を受けることとなつたもの（附則第二条第四項の申出をした者を含む。）については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金又は附則第二条第二項の規定による給付金の額から控除するものとする。

2 前項に規定する一時金の支給を受けた更新組合員等で、法律第百五十五号附則第二十四条の九の規定により新たに普通恩給である軍人恩給を受ける権利又は資格を取得したものの（前条の申出をした者を含む。）については、共済組合は、当該一時金に相当する額をその者の退職又は死亡に係る給付金の額から控除するものとする。

（琉球諸島民政府職員期間のある者に関する経過措置）

第五条 更新組合員等であつた者又はその遺族に於いて、当該更新組合員等であつた者の在職年又は組合員期間の計算につき元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）以下「昭和二十八年法律第百五十六号」という。第十條の二及び公共企業体職員等共済組合法の規定を適用するとし、退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法及びこの法律の規定により、昭和四十二年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

規定により、昭和四十二年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

百二十一号」の下に「以下「昭和四十一年法律第百二十一号」という。」を加える。
附則第十四条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 公共企業体職員等共済組合法附則第十六條第三項の規定は、第一項の規定により退職年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給を受けた更新組合員等であつた者又はその遺族」と、「又は減額退職年金」とあるのは「減額退職年金又は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替へるものとする。

2 前項に規定する者が七十歳以上の者である場合（その者が普通恩給である軍人恩給を受ける権利を有する場合を除く。）における退職年金の年額については、同項の規定により算定した金額が附則第四条第三項本文の規定を適用しないものとして昭和四十一年法律第百二十一号附則第六條の規定の例により算定した金額より少ないときは、前項の規定にかかわらず、その金額を退職年金の年額とする。

別表第一

昭和四十年度改定法 別表第一の仮定俸給 又は昭和四十一年仮 定俸給		仮定俸給	
八、六〇〇	円	九、四六〇	円
八、八三〇		九、七二〇	
九、〇四〇		九、九五〇	
九、三三〇		一〇、二七〇	
九、五一〇		一〇、四六〇	
九、八四〇		一〇、八三〇	
一〇、三三〇		一一、三五〇	
一〇、八二〇		一一、九〇〇	
一一、三一〇		一二、四四〇	
一一、八二〇		一二、〇〇〇	
一二、三一〇		一三、五四〇	
一二、八一〇		一四、〇九〇	
一三、一三〇		一四、四五〇	
一三、四五〇		一四、七九〇	
一三、八二〇		一五、二〇〇	
一四、三四〇		一五、七八〇	
一四、七八〇		一六、二六〇	
一五、二二〇		一六、七三〇	
一五、七二〇		一七、二九〇	
一六、二三〇		一七、八六〇	

一六、七九〇	一八、四八〇
一七、三六〇	一九、〇九〇
一八、〇七〇	一九、八八〇
一九、〇八〇	二〇、三三〇
一九、六四〇	二〇、九一〇
二〇、七七〇	二一、六八〇
二一、〇六〇	二二、八四〇
二一、九一〇	二三、一七〇
二二、〇五〇	二四、一〇〇
二二、三一一〇	二五、三六〇
二二、四三〇	二六、七四〇
二二、九五〇	二七、四四〇
二二、五六〇	二八、一二〇
二二、四四〇	二九、〇八〇
二二、九五〇	二九、六四〇
二二、四五〇	三〇、二九〇
二二、九一〇	三一、一一〇
二二、九六〇	三二、九六〇
三二、四六〇	三三、六一〇
三二、九七〇	三三、二七〇
三三、三六〇	三六、六九〇
三三、六〇〇	三八、〇六〇
三三、三七〇	四〇、〇〇〇
三三、一二〇	四一、九三〇
三三、二〇〇	四三、一二〇
四〇、二六〇	四四、二八〇
四二、三九〇	四六、六三〇
四四、五三〇	四八、九八〇
四四、九六〇	四九、四六〇
四六、六六〇	五一、三三〇
四八、八〇〇	五三、六八〇
五〇、九四〇	五六、〇三〇
五三、〇七〇	五八、三八〇
五四、四一〇	五九、八五〇
五五、八四〇	六一、四三〇
五八、六〇〇	六四、四六〇
六一、三八〇	六七、五三〇
六二、七八〇	六九、〇六〇
六四、一四〇	七〇、五六〇

別表第二		備考	
別表第一の 仮定俸給		一 年金額の算定の基準となつてゐる昭和四十年改定別表第一の仮定俸給又は昭和四十一年仮定俸給(以下「仮定俸給等」という)の額が、八、六〇〇円に満たないときは、その仮定俸給等の額に一〇〇分の一一〇を乗じて得た金額(二〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の仮定俸給とする。	
第一欄		二 昭和四十一年仮定俸給のうち、八、六〇〇円をこえ、一三、四五〇円に満たないものでこの表の上欄に掲げられていないものについては、その直近多額の昭和四十一年仮定俸給に対応するこの表の仮定俸給による。	
別表第一の 仮定俸給	第一欄	第二欄	備考
一、四六〇円	八六〇円	一、五九〇円	六六、九〇〇
九、七二〇	八八〇	一、六三〇	六八、一七〇
九、九五〇	九〇〇	一、六七〇	六九、六七〇
一〇、二七〇	九三〇	一、七三〇	七二、四三〇
一〇、四六〇	九五〇	一、七六〇	七五、四四〇
一〇、八三〇	九八〇	一、八三〇	七六、九九〇
			七八、四六〇
			八〇、四八〇
			八四、四九〇
			八七、五〇〇
			八八、九八〇
			九〇、五二〇
			九二、九四〇
			九四、二五〇
			九六、八八〇
			九七、五七〇
			九八、二五〇
			九九、五七〇
			七三、五九〇
			七四、九八〇
			七六、六三〇
			七九、六八〇
			八二、九八〇
			八四、六九〇
			八六、三一〇
			八八、〇〇〇
			八九、六三〇
			九二、九四〇
			九四、二五〇
			九六、八八〇
			九七、五七〇
			九八、二五〇
			九九、五七〇

一、三五〇	一、〇三〇	一、九一〇	四四、二八〇
一、九〇〇	一、〇八〇	二、〇〇〇	四六、六三〇
二、四四〇	一、一三〇	二、〇九〇	四八、九八〇
三、〇〇〇	一、一八〇	二、一八〇	四九、四六〇
三、五四〇	一、二三〇	二、二八〇	五一、三三〇
四、〇九〇	一、二八〇	二、三七〇	五三、六八〇
四、四五〇	一、三三〇	二、四三〇	五五、〇三〇
四、七九〇	一、三八〇	二、四九〇	五八、三八〇
五、二〇〇	一、四三〇	二、五六〇	五九、八五〇
一五、七八〇	一、四三〇	二、六五〇	六一、四三〇
一六、二六〇	一、四八〇	二、七四〇	六四、四六〇
一六、七三〇	一、五二〇	二、八一〇	六七、五三〇
一七、二九〇	一、五七〇	二、九〇〇	六九、〇六〇
一七、八六〇	一、六三〇	三、〇〇〇	七〇、五六〇
一八、四八〇	一、六八〇	三、一〇〇	七三、五九〇
一九、〇九〇	一、七四〇	三、二二〇	七四、九八〇
一九、八八〇	一、七九〇	三、三四〇	七六、六三〇
二〇、三五〇	一、八五〇	三、五三〇	七九、六八〇
二〇、九九〇	一、九一〇	三、六三〇	八二、九八〇
二一、六一〇	一、九六〇	三、六三〇	八四、六九〇
二二、八四〇	二、〇八〇	三、八四〇	八六、三一〇
二三、一七〇	二、一〇〇	三、八九〇	八八、〇〇〇
二四、一〇〇	二、一九〇	四、〇五〇	八九、六三〇
二五、三六〇	二、三〇〇	四、二六〇	九二、九四〇
二六、七四〇	二、四三〇	四、四九〇	九六、二五〇
二七、四四〇	二、五五〇	四、六二〇	九七、八八〇
二八、一二〇	二、六五〇	四、八九〇	九八、二五〇
二九、〇八〇	二、七〇〇	四、九九〇	九八、二五〇
二九、六四〇	二、八五〇	五、二七〇	九八、二五〇
三一、二九〇	二、九三〇	五、四〇〇	九八、二五〇
三一、一一〇	三、〇九〇	五、五四〇	九八、二五〇
三二、九六〇	三、二九〇	五、八二〇	九八、二五〇
三四、六一〇	三、四六〇	六、〇九〇	九八、二五〇
三六、二七〇	三、二九〇	六、一八〇	九八、二五〇
三八、六九〇	三、三四〇	六、四〇〇	九八、二五〇
四〇、〇〇〇	三、六四〇	六、七三〇	九八、二五〇
四一、九三〇	三、八二〇	七、〇六〇	九八、二五〇
四三、一二〇	三、九三〇	七、二六〇	九八、二五〇

別表第三

別表第一の仮定俸給		率
八、八〇円以上のもの		三・六割
五、八〇円をこえ六、三〇円未満のもの		三・三割
五、三〇円をこえ五、八〇円以下のもの		三・〇割
四、八〇円をこえ五、三〇円以下のもの		二・七割
四、三〇円をこえ四、八〇円以下のもの		二・四割
三、八〇円をこえ四、三〇円以下のもの		二・一割
三、三〇円をこえ三、八〇円以下のもの		一・八割
二、八〇円をこえ三、三〇円以下のもの		一・五割
二、三〇円をこえ二、八〇円以下のもの		一・二割
一、八〇円をこえ二、三〇円以下のもの		一・〇割
一、三〇円をこえ一、八〇円以下のもの		〇・八割
一、〇〇円をこえ一、三〇円以下のもの		〇・六割
一、〇〇円以下のもの		三・三割

別表第四

障害の等級	年 金 額
一 級	三八七、〇〇〇円
二 級	三二三、〇〇〇円
三 級	二五二、〇〇〇円
四 級	一九〇、〇〇〇円
五 級	一四七、〇〇〇円
六 級	一一一、〇〇〇円

備考
一 障害の等級の区分は、昭和四十年度改定別表第三に基づいて大蔵大臣、

運輸大臣及び郵政大臣の定めたところによる。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところにより、その障害の程度が四級に該当するものにあつては、「一九〇、〇〇〇円」とあるのは、「二二一、〇〇〇円」と読み替えるものとす。その障害の程度が五級又は六級に該当するものにあつては、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

理 由

公共企業体の共済組合が支給する旧国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法による既裁定の年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正の内容に準じて改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。まず、小沢大蔵政務次官。

○小沢政府委員 ただいま議題となりました石油ガス税法の一部を改正する法律案外一法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、石油ガス税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

石油ガス税の税率は、一キログラムにつき十七円五十銭であります。暫定的な措置として、本年末まで一キログラムにつき十円ということにしてあります。この暫定的な軽減税率の適用に関し

て種々検討いたしました結果、なお二年間延長することが必要であると認めましたので、この法律案を提出した次第であります。

次に昭和四十二年における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案について申し上げます。

この法律は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、昭和三十三年改正前の旧国家公務員共済組合法及び現行の国家公務員共済組合法の規定により現に支給されている年金につきまして、このたび別途本国会に提案された恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げるとともに、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、年金額の引き上げであります。

まず、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法の規定により支給されている年金につきましては、従来と同様に恩給における改正措置にならして、一〇％引き上げるとともに、六十五歳以上の年金受給者等にかかる年金につきまして、この年金額の計算の基礎となる俸給の額に、さらに、一〇％または一八・五％に相当する額を加えた額を年金額の計算の基礎となる額とすることとしたしております。

また、現行の国家公務員共済組合法の規定により支給されている年金につきましては、現在、年金受給者の退職時の俸給をいわゆる二万円ベースに換算した額に、その二〇％を加えた額を年金額の算定の基礎となる俸給の額とし、その額が退職時における年金額算定の基礎となる俸給の額をこえる場合には年金の改定を行なうこととしておりますが、今回これを改め、現行法施行前の期間に

年金額の算定の基礎となる俸給の額を恩給における改正措置にない引き上げることとし、また、現行法施行後の期間に対応する部分につきましては、その社会保険制度としてのたてまえにかんがみまして、年金改定における年金額算定の基礎となる俸給の額を一〇％引き上げて、これを基礎として計算した年金額が既裁定の年金額を上回るときは、その差額に相当する額の引き上げを行なうこととしたしております。

第二は、今回の年金額の改定に要する費用の負担であります。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び旧国家公務員共済組合法の規定による年金額の改定に要する費用は、従来と同様に全額国が負担することとしたしております。

また、現行の国家公務員共済組合法による年金額の改定に要する費用につきましては、従来と同様に、現行法施行前の期間に対応するものにつきましては、全額国が負担することとし、現行法施行後の期間に対応するものにつきましては、原則として国及び組合員が負担することとしたしております。

第三は、いわゆる旧勅令による共済組合の組合員であった期間の取り扱いの改正であります。

昭和三十六年の国家公務員共済組合法の一部を改正する法律の施行の日前に組合員の資格を喪失した者の旧勅令による共済組合員であった期間につきましては、現行の国家公務員共済組合法施行後に組合員の資格を喪失した者の旧国家公務員共済組合法の適用を受けた期間の取り扱いとの均衡を考慮いたしまして、同日以後に組合員の資格を喪失した者の取り扱いと同様にその期間を年金額計算の基礎とすることとしたしております。

第四は、増加恩給受給権を放棄した者に関する取り扱いの改正であります。

現行の国家公務員共済組合法施行の際に増加恩給受給権を放棄した組合員に対する給付につきましては、その廃疾の程度を加味することとし、現行法施行後において公務により廃疾となった者と

同様に取り扱う措置を講ずることとしたしております。なお、現在増加恩給受給権を有している組合員が一定期間内にこれを放棄した場合につきましても、同様に取り扱うこととしたしております。

このほか、この法律案におきましては、恩給の改正に伴う所要の措置等を講ずることとしたしております。

以上が、石油ガス税法の一部を改正する法律案外一法案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○内田委員長 次に、運輸政務次官金丸信君。

○金丸政府委員 ただいま議題となりました昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、旧国家公務員共済組合法及び現行の公共企業体職員等共済組合法に基づく既裁定の年金の額につきまして、このたび、別途本国会に提案されました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定等の措置に準じまして、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案による国家公務員共済年金の額の改定と同様の改定を行ないますとともに、その他所要の改正措置を行なうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、年金額の引き上げであります。

まず、旧国家公務員共済組合法に基づく年金受給者の年金につきましては、従前と同様に、今回も、恩給法の改正措置にならい、年金額算定の基礎となる俸給の額を原則として一〇〇、七十歳以上の年金受給者につきましては二八・五〇、六十五歳以上七十歳未満の年金受給者及び六十五歳未満の遺族年金受給者のうち妻、子または孫につきま

しては二〇〇それぞれ引き上げることとしたしております。

また、現行の公共企業体職員等共済組合法に基づく年金受給者の年金につきましては、その年金額算定の基礎となる俸給の額は、現在ではいわゆる二万円ベースの俸給を退職するまで受けていたと仮定した場合の俸給額を二〇〇増額した額となっており、今回これを恩給及び国家公務員共済年金の改定措置に準じて改め、現行法施行日前の組合員期間に対応する部分につきましては、年金額算定の基礎となる俸給の額を原則として一〇〇、七十歳以上の年金受給者につきましては、二八・五〇、六十五歳以上七十歳未満の年金受給者及び六十五歳未満の遺族年金受給者のうち妻、子または孫につきましては二〇〇それぞれ引き上げるとともに、現行法施行日以後の組合員期間に対応する部分につきましては、年金額算定の基礎となる俸給の額を一律に一〇〇引き上げることとしたしております。

なお、上記により年金額を改定した場合に、既裁定の年金額の方が多い場合には、従前の年金額を、そのまま支給することとしたしております。

第二は、今回の年金額の改定に要する費用の負担についてであります。

まず、旧国家公務員共済組合法に基づく年金の額の改定に要する費用につきましては、従前と同様に全額公共企業体が負担することとしたしております。

次に、現行の公共企業体職員等共済組合法に基づく年金の額の改定に要する費用につきましては、国家公務員の共済年金の場合と同様に、現行法施行日前の組合員期間に対応する部分につきましては公共企業体が負担することとし、現行法施行日以後の組合員期間に対応する部分につきましては公共企業体と組合員が負担することとしたしております。

第三は、恩給法等の改正に伴う措置であります。第一点といたしましては、恩給法等の改正に伴い新たに軍人普通恩給等を受けることとなる者に

つきまして、軍人普通恩給等と退職年金等と同じ期間について二重に支給されることのないよう所要の調整措置を講ずるものであります。

第二点といたしましては、恩給法等の改正に伴い、新たに恩給公務員期間とみなされる期間が公共企業体共済組合の組合員期間に算入されることにより、更新組合員等であった者またはその遺族で新たに退職年金または遺族年金が支給されることとなる者または既裁定の年金額が改定されることとなる者について、所要の措置を講ずるものであります。

第四は、現行の公共企業体職員等共済組合法の一部改正であります。

恩給公務員期間の加算年を算入して初めて退職年金年限に達する者の退職年金及び遺族年金の額は、原則として、加算年の年数を除いた期間の年数に基づいて計算して得た額とされており、今回の恩給法の改正措置に準じ、七十歳以上の年金受給者の年額につきましては、最短期間年限に達するまでの加算年を、年金の計算の対象となる年数に準じて取り扱うよう改めるものであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○内田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

右三案に対する質疑は、後日に譲ります。

○内田委員長 次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

○広瀬(秀)委員 地方財政が、実質財源が非常に貧弱だ、こういうことで、もっと地方税財源を強化しなければならぬ、こういうふう言われておるわけですが、ことしの地方財政計画を見

ましても、たばこ消費税を上げたという程度のことであって、見るべき改善というふうなものないじゃないか、こういうような状況が一つあると思うのです。

そういう中で、私どもが一つ危惧を抱く問題は、地方財政の中で占める地方債というものが非常にウェイトを増してきている。比率をとってみますと必ずしもそうでないように出ておりますけれども、金額的に非常に増大の一途をたどっております。現在、ことしの場合でも、地方債の総額は六千六百九億円で、こう言われております。しかし、それは前年に比して非常に減額したものだ、こういうわけでありまして、前年は特別事業債を多額に発行している、さらに公営企業再建債などもあった。こういうものを差し引きますと、やはり六千八百八十九億円ということで、前年対比では八百八十二億円も実質的にはこれは増加を見ている、こういうふうに見なければならぬと思うのであります。

こういうように、年々地方債が増加をしていく、こういうことに対して、一体自治省はどういうふうにお考えになっておられるか、まずこの点をお伺いしたい。

○伊東政府委員 地方財源の貧弱なことは御承知のとおりでございますので、その財源充実に關しては、いま鋭意努力をしておるのでございます。それで、住民税の最低限の引き上げについても、衆参両院の地方行政委員会が決議がありますけれども、それらについても、大いにその点を勘案して、いま努力中でございます。

○鎌田説明員 ちょっと事務的に補足させていたいただきたいと思ひます。

地方債の地方歳入中に占めます割合、あるいはまた地方の歳出に對しまして、公債費の占めます割合は、確かに御指摘になりましたように、この率といたしましてはそう高い率を占めていないわけでありまして、年々かなりの額の増加というものをしております。この点につきましても、私ども、地方債の銘柄と申しますか、起債目

的に応じまして、個々の団体の財政事情というものも勘案しながら、慎重に許可をいたしておるわけでございます。

なお、総ワクの点でございますが、普通会計債と公営企業債に私ども地方債を分類いたしておりますけれども、この普通会計債につきましては、前年度に比しまして、昭和四十二年の計画におきましては五百九十四億円、特別事業債を含んでおるわけでございますけれども、差し引き五百九十四億円というものは減少をいたしておる、普通会計の面におきましては、そういう形で、公債発行額については増加を抑制しておるという形が出ておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 いずれにいたしまして、地方債というのは借金なわけですから、国債の場合でも、今度の減債基金制度の改正の問題、国債償還に関する法律の改正も実は提案されておるわけであります。そういうようにして、しかもまだ国債の場合には、これはいわゆる経済見通しや景気との関係において、公債発行が適切であるかどうかというようなことについての論議は、ここの論議ではないことになって譲りますが、いずれにしても、長期の国債というものが、減債基金をもって償還計画を立てていこうという対象になるものが一兆三千億円程度だろうと思うのです。それにしても、これは財政法の制約がきちんとあるから、それに対して国でもいろいろ考えなければならぬわけでありまして、今度法律改正をして国債の信用を維持する、こういうようなことにもなっておるわけでありまして。

これについての議論は別にいたしまして、そういうふうになっておるにもかかわらず、地方債はとにかく累増の一途をたどっておりまして、普通会計債あるいは公営企業債の両方に分けまして、これはしよせん、今日の公営企業体の赤字が出れば、結局は公衆に対して値上げをもって負担をしいるか、あるいは、一般会計から繰り入れをするか、あるいはまた、再建債という特別なものも去年あたりから出しておるようでありまして

が、いずれにしても、そういう形で住民負担に転嫁をされていくわけでありまして、総合的にこれをとらえた形において見ますと、かなり膨大な累積が、現在高というところにあるのではないかと、これは自治省からいただいた資料によりまして、大体確実なわかつておるもので、四十年間で二兆八千三百二十九億円、これをいろいろ差し引き増減して計算をしてみまして、四十二年の末にはおそく三兆四千億円をこえるのではないかと、いう程度に見られるわけでありまして、こういうように累増を続けてきている。これに対して、自治省として一体どの辺までが地方債にたよっているのかというところを考えたわけでありまして、

地方財政全体の歳入の中に占める比率として、資料によりまして、三十五年から大体四・七％、四・六％、四・八％、四・七％、五・四％、六・九％、四十二年は特別の事情で四・八％、この辺のところで比率としては推移してきているんですけれども、一体地方債というものに依存する比率というものはどの辺のところまでというか、一種のめどといえますか、限度といえますか、そのようなものについてどのようにお考えでしょうか。

○鎌田説明員 地方歳入の中で地方債がどの程度あるか、こういう目安を立てることは、率直に申しまして、三千幾つかの団体それぞれ個々の事情を異にするわけでございますので、一般的な目安というものは立てにくいわけでございまして、公債費比率——歳入の中で公債費の占める割合というものを一つ一つの目安にできるのではないだろうかというふうなことを考えておるわけでございます。この比率というものを、大ざっぱに、公式的な形でございまして、私ども非公営企業で言っておるわけでございまして、一〇％程度までならば、そう不安があると申しますか、危険だと考える必要はないだろう、こういうことを申し上げておるわけでございまして、そういう点から申しますと、現在の公債費の地方債に占める比重というものは、

そう心配するようなことはないのではなからうか、こういう気がするわけでございまして。

なお、参考まででございますが、昨年、特別事業債の問題に関連いたしましてこの点が議論になりました。私ども、税収の伸びがかりに年々七％程度ずつ伸びていくという中で、地方債を年々三千億円ずつ出していくということにした場合の公債費の比率というものを調べたことがございまして、三千億円の中で、大体普通会計でございまして、二千二百億円程度のものは政府資金、残りの八百億円程度をいわゆる公募資金、こういう資金構成で見えてまいります。公債比率がピークになります。大体の目安としてはそういうところを考えておるということでございます。

○広瀬(秀)委員 これはもちろん最近の都市化の傾向、さらに一方においては人口の激減によって衰退の一途をたどるような地方自治体もある、あるいは新産業都市のようなところもある。いろいろな形で地方自治体の現状というものが非常に激変しつつあるということとはわかるわけでありまして、しかし、そういうことであっても、昭和四十二年の地方財政計画の説明の中にあらわれた数字をちょっと見まして、これはたいへんしろ数字をちょっと見ませんが、元金の償還が八百三十七億円、利子の支払いだけで八百九十四億円になる。こういう姿というものは、これはやはりこれだけのものがもと健全な財政によつてささえられるならば、これだけは少なくとも行政水準の向上のために、いま非常にたくさんあることをしなければならぬ、道路の問題でも、あるいは学校の問題でも、上下水道の問題でも、住宅の問題でも、いろいろこれはやはり足りない、住民の要求というものが非常に強いという状況の中で、こういうものにこれだけの金が出されていくという姿は非常に健全な形ではないか、こういうように考えるわけでありまして、もちろん、地方自治体が一一般民間企業のように破産をするというふうなことは、これはまず考えられないことであるか

ら、どうかそういうのんびりしたことも言えるかもしれないけれども、少なくともこういう点に着目してみると、これもこれはしろうと考えてあるかもしれないけれども、利子の支払いだけで千億に近いような、間もなく千億になるだろうと思いますが、それだけずつこの貧弱な地方財政の中で利子を支払う、こういうことをやっているということがはたして健全なのかどうか、もう少し考える余地はそういう面ではないのかどうか、こういう点について伺いたい。

○鎌田説明員 全体的な議論になるわけでございまして、昭和四十年の度末におきまして、普通会計の現在の高一兆三千四百億円ありまして、公債費の現在、その中で大部分を占めますものは、御案内のとおり、教育でございます。あるいは土木でございます。あるいは災害復旧関係でございます。やはり考え方はいたしましては、現在、御案内のとおり、地方財政法で地方債の発行を認めております場合の中にいろいろ列挙してあるわけでございまして、この教育関係の施設でございます。土木関係の施設でございます。あるいは、やはり起債になじむと申しますか、後年度に住民に負担を負わせても適当である、こういうものもあるわけでございまして、一がい地方債の発行というものをただ頭から押える、こういうことはいかかかと思つてございまして、ただ、全体的な私どもの基本的な考え方といたしましては、一つは大都市でございまして、あるいは府県でございまして、かなり発展する勢いにあるようなところでは、ある程度起債というものと税源というものを組み合わせた形で財政運営をやらしていく、市町村、特に後進的な町村の場合でございまして、税源もないわけでございますから、したがって、公債の償還ということにも難渋をする、そういう意味で、交付税の傾斜配分、こういう組み合わせでやっていったらどうであらうか。

それから第二には、一般的な補助事業あるいはいわゆる財政的の見まして、事業の負担の裏負担

になるようなものにつきましての起債というものよりも、やはり単独事業と申しますか、その地域の特性に即して、住民の福祉なりあるいは地域の産業の振興、こういった面に振り向けていく起債、いわゆる一般単独事業債と申しておるわけでございますが、そういうものはどしどし発行を認めていっていいのではないかと、こういうように考へておる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 投資的な経費に対して、いわば国の国債発行の際にも採用されたように、建設的なものに、将来の国民にも負担を分配していくという立派なものがある面、その点について、もちろんこれは私も地方債がまるつきりいかぬというような議論を言っておるわけではございません。しかしながら、国債の場合でも、償還計画というようにあるものについて、非常になやななものはあるけれども、とにかく財政法に基づいて今回出てきている。地方債の場合に、一三兆四、五千億に上ろうという地方債の累積に対して、償還計画というようにあるものが、これは投資的な経費であるからやがて見返りがある、税金もあがってくるだろうというように、単なるそういうことであつては私にはならないだろうと思ふのです。ここでもう現在高も上がつてきておる、しかも、財政上の投資が必ずしも完全に生きてない。たとえば、地方において工場誘致等によく見られるように、何百億というような投資をして土地を買ひ占めながら、それがいまだに三年も四年も放置されている、しかもそれがほとんど起債でやられていて、このような不健全な形のものも非常に多いわけでありませう。

そういうようなことを考へますと、これはやはりもう少しきまかに考へていかなければならないし、原則論だけではいけないということと、それから償還の計画というようにものをもう少し明確に出して、国がそれらについてどれだけの責任を持つのか、あるいは地方自治体がただけでなく、経済原則からいって投資的な経費だから、やがて見返りが出て税金が増大する、将来にわたつて

支払つていけるであらうというように、単なるそういうことであつてはやはりやらない段階にきていけるのではないかと、どういふ形でこの償還の計画を立てていくかというように、やはり国にならなくてという、国のほうを完全に是認するといふ形になりますけれども、そういう意味ではなく、やはり国でもそういう計画をもちや立てていけるということから見て、どういふようにこの償還計画というものを立てていくのか、こういうような点についても伺つておきたいと思ふのです。

○鎌田説明員 実は国債のほうは一昨年来でございまして、戦後も一貫して地方債を出してきておるわけでありませう。地方債の償還計画につきましては、地方団体におきましてそれぞれの団体の議会に償還計画表を出しておるわけにございまして、各団体の議会において審議を行つておるわけでありませう。また、私も事業の起債の査定にあたりましては、この償還計画というものにつきましても十分に気を配りながら起債の査定をいたしておるわけにございませう。

なお、消極的なチェックの方法といたしましては、御案内のとおり、地方財政再建促進特別措置法の中におきまして、赤字の比率の高い団体につきましては財政再建計画を立てないといふ起債は認めない、こまかな話になるわけにございませうけれども、赤字額が一般財源の、都道府県の場合でございまして五〇％、それから市町村の場合でございまして二〇％をこえるような団体につきましては、将来にわたる赤字の解消計画というものを立てないといふ起債というものは起こせない、あるいはまた、地方債の許可方針におきまして、普通会計におきまして公債費に充当せられる一般財源の総額に対する割合というものが高い、一般財源におきまして公債比率が高いものにつきましては、地方債の許可というものを制限する、そのほかにも若干こまかな方針を定めておるわけにございませうが、そういった形で、将来の償還ということに累を及ぼすことのないようなチェックもいたしておるわけに

ございませう。

○広瀬(秀)委員 時間もございませうからそれ以上申しませんが、いづれにしても、この償還の計画というようにものについて、大蔵省も当然でございませうが、大蔵、自治両省において、もう少しはつきりしたものを示していくようにひとつしていただきたいと思います。

この点については、大蔵と地方両次官おりますから、お考えを、ひとつ大臣の代理としてお聞かせをいただきたいと思います。

○伊東政府委員 この点に關しましては特に留意いたしまして、地方財政がいよいよ困らぬように留意するつもりでございます。

○小沢政府委員 先ほど来自治省からお答えをいたしましたように、第一次的には、県が府県内の市町村の財政というものを自治省の指導方針に従つて監督をしていくわけにございませうが、さらに自治省も各県地方課を通じて、あるいは直接市町村のほうの財政の健全化については常に御努力を願つておるわけにございませう。したがって、私どもは第一次的に地方債の償還計画につきましては責任を持つわけではありませう。

しかしながら、予算編成にあたりまして、毎年地方財政計画全般についていろいろ自治省と相談協議をいたしまして、必要な場合には、たとえば今年度の特別事業債の元金の補給分を国から特に計上いたしましたり、いろいろな措置をはかつていくわけにございませうので、そういうような面では、私どもも間接的にはありますけれども、地方財政の健全化には、特にいま先生の言つておられるように、地方債の償還が非常に地方財政の圧迫になりまして、将来、地方公共団体が財政的に破綻を生ずるようなことのないように常に注意をしながら、また、必要があれば、私どもも国の財政面においても援助の方法等も考慮いたしまして、おしやるように地方自治団体の財政がより健全化していきまされうに今後とも努力をいたしたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 ぜひひとつ十分御検討をいたしたいと思ひます。

それからもう一つ地方債の問題で、私ども地方行政委員会ではありませうから、私も初めてこういう数字を見るようなわけなんですけれども、地方債計画というものが一応出されております。そして地方債の許可実績と対比をしてみますと、計画と実績との間に大きな差がある。三十五年から四十二年までの計画と四十年までの実績があるわけでありませうが、この表を見ますと、三十六年度は百四十四億、三十七年度は二百十二億、三十八年度は二百九十六億、三十九年度は五百十四億、四十年度は五百八十五億、こういうぐあいに、一般会計債だけを比較をいたしましたけれども、これだけ上回つていく。これはたいへんな、パーセントにいたしましたら二十何％あるいは三〇％、四〇％という大きな差ができていく。これを総計で見ますと、さらに大きな計画と実績のズレがある。

これは、もちろん災害が発生して災害債を特別に認めなければならぬというようなこともあるでしょうけれども、それだけではないだろうと思ふのです。いろいろな過密都市対策とかその他、先ほど参事官が言つたようないろいろな原因はあろうと思ふけれども、それならば、なぜ計画をそんなふうにくく出すのか。実績が常にこういうように上回る状況というものが例年あるのに、実績との間にそれほどの差がでないようにできないものか、そこらところが一体どういう事情に基づくものか、そこらあたりをひとつ聞いておきたいと思ひます。

○鎌田説明員 御指摘になりましたように、地方債計画は、地方財政計画もそうでございますけれども、いわゆる当初ベースで組みまして、その後の補正追加というものをいたさないわけにございませう。したがって、年度中途で予期しない災害の発生がございまして、その地方債計画で見込んでおります、たとえば災害復旧事業債をさらに増ワクをいたします。そういういわゆる計画策定の事情変更と申しますか、そういうようなこと

いろいろなことも考慮をしまして、先ほども申し

じょうぶだろうというようなことではなしに、こ

財政計画ベースでございますが、三十八年の四%

○広瀬(秀)委員　その点は両者相談をしながらや

こういう主張をいたしながら私前回は質問いたしたわけですが、非常にばく然たる答弁であつて、これはやはり非常にけしからぬと思うのであります。

こういう点について、もう一べん、自治省としてどうお考えか、それに対して、また大蔵省としてどうお考えか、これに對しては、特に去年出した特別事業債の性格、千二百億圓全部がそうではないにしても、少なくとも九百億圓程度というものは、いま私が申し上げたような性格の交付税の代替として配付されたものだ、こういうふうに考えられる以上、これはやはり国が当然最後まで責任を持つべきだ。しかも、当時の福田大蔵大臣もそういうことを公約をしておつた、こういうことが言われている以上、この問題については、いま私が申し上げたような方向で自治省としては当然大蔵省に要求していくものと思われ

わけですが、そのように理解してよろしうございますか。

○伊東政府委員 そのとおりには御了解なさつてけつこうでございます。

○広瀬(秀)委員 去年この特別事業債の配付を受けた各県、市町村すべてがこれをそういうふうに望んでおるのですから、自治省としては大蔵省に強力に要求をしていただきたいと思うわけであり

ます。この点については、大蔵大臣がお見えになつてからまた別途詰めることにいたしたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、ことしの特別会計の百二十億圓の中で二十五億圓が市町村の道路財源として、道路延長に案分して配付をされたというところでございますが、しかもこれが今年限りの措置だということでございますが、建設省来ておりますね。

建設省にお聞きしたいのですけれども、二十五億圓で一体だけの事業が市町村道の改善としてできるのか、まずこの点からお伺ひしたいと思ひます。

○吉兼説明員 ただいまのお尋ねの件につきまし

ては、今回の特別交付金の性格にかんがみまして、自治省当局で配分等についていろいろ御検討なさつておられるようでありまして、私も直接その点は承知をいたしておりませんので、自治省のほうからお答えを得たいということでございます。

○鎌田説明員 二十五億圓の配分でございます。私も、これから具体的に關係各省と話を詰めてまいるわけでございますが、配分額が少のうございまして、どういふ基準で分けるかというところににつきまして私どもの腹案として持っておりますのは、幅員二・五メートル以上の道路に限定したらいかがであらうか、それにいたしまして、キロメートル当たり大体四千円くらいの額にしかならないわけでありまして、大体人口十萬程度のところで、大ざっぱな目子でございますが、二百萬円前後のものがまゐる、こういう形でございまして、それによつてどれだけの道路の改良ができるという試算までは、とてもまだ進んでおらない段階でございます。

○広瀬(秀)委員 建設省のほうは直接ではないというところで、自治省のほうは人口十萬のところに二百萬円いくぐらゐるところだ。これはスズメの涙といふことばがありますけれども、それ以上にひどいものだと思うわけですが、地域住民にとって一番利用する、日常もう朝起きてから夜寝るまで利用する道路が市町村道です。これが地方へ行き

ますと実にひどい道路になつておることは御承知のとおりだ。道路については建設省も緊急整備計画なども立てておられるわけですが、それに非常に熱心であるけれども、地域住民にとって一番利用度の高い――これは見方によりますけれども、地域住民がその地域でとにかく生活している限りにおいて非常に利用している、毎日利用している、そういう市町村道といふもの、この整備が全く手につけられていないような非常にひどい状況に對して、建設省もこれはほとんど眼中にない、自治省も、府県道くらいまではかなり具体的な答へもできるだらうけれども、市町村道になると、ほん

どうのスズメの涙ほどの補助をやつて、あとは市町村でかつてにやれ、こういうことにはしかならない。将来これを一体どうするつもりなのですか。これは建設省としても、また大蔵省としても、そういう現状といふものを考えるならば、少なくともそういう状況が主として財源の關係にあるので

すから、向うから有力な財源くらいはやるといううなことにでもし、さらにその責任の所在といふものも、自治省ももう少ししつかりしなければいかぬし、また建設行政全体、これは市町村までとも手が回らぬといふ建設省の立場もあらうと思ふけれども、これは三者が一体になつてこの整備を進める緊急の必要といふものはやはりあるだらうと思ふのです。

一つの案としては、いわゆる道路財源としての最も有力なガソリン税といふようなものななかを、一部でもいいから、とにかく市町村の道路財源として譲与する、こういうようなことなかも、これは第十一次の地方制度調査会というやうなところからも言われているのじゃないですか。こういうことについて、それぞれの立場で、いま御質問した点について建設省の考えも聞きたいし、また自治省の考えも聞きたいし、特に財源の問題等についての方法といふやうなものについて大蔵省の見解も聞きたいわけであり

ます。

○吉兼説明員 市町村道の整備を今後どういふうに考えるかといふお尋ねかと思ひますが、私どものほうは、国道、府県道につながる末端道路といたしまして、市町村道の重要性、ことに国民の生活に直結いたしました末端道路としての市町村道の整備といふものは十分関心を持っており

ます。したがいまして、この整備については、限られた道路投資の中におきまして極力重点的、効率的にこの整備をはかりますために、今日まで国の補助事業といたしまして国の施策に關係のある市町村道を取り上げてまいつております。昭和四十二年度におきましても、百三十億圓程度の事業規模で補助政策でもって市町村道の助成をいたしております。

しかしながら、何と申しまして、日本の今日の交通需要、それに対する道路の整備の状況からい

きまして――私どものいろいろな調査によりますれば、なるほど日本の道路の総延長の中で市町村道の延長は八五〇も占めております。しかしながら、現実にはその交通量が国道、県道、市町村道でどういふふうに分

配されて通つてゐるのかという調査をいたした結果を見ますと、市町村道は一五〇以下の交通量にしかなつてゐない、つまり、延長からいいますと八五〇でありまして、交通量からい

税、こういうものがあつて、市町村道だけではない。正確に申しますと、指定都市以外の市町村道だけではない。これは何といつても理屈が立たぬではないか。

第二点といひましては、ただいま御指摘になりましたように、確かに、全国の交通量全体の中で市町村道八十三万キロに乘るものは少ないかも知れない、しかし、生活道路でありまして、われわれサラリーマンが日常利用する、あるいは中小企業の経営者が製品の出荷や原料の仕入れに使う、にもかかわらず整備が悪いということで、一番不満の多い道路でございす。改良率はわずかに一〇%余りであり、舗装率も四〇%に満たない、こういう道路の現況でございすので、当然市町村に対して道路目的財源を付与すべきだ——最初は、国と地方団体とのそれぞれの道路財源の中で特定財源比率を同じにすべきだ、こういうことで、国からの道路財源の移譲ということを要求したわけでもございすけれども、一ぺんにそういう高飛びをいたしましたも実現の可能性がないわけでもございすので、揮発油税の中から千円を市町村に移譲する、こういう案まで後退をいたしました、これが実現に努力をいたしましたのでございすけれども、御案内のような経過でございまして、最終的には単年度限りの二十五億円というものとどまつたわけでもございす。この点は私も私どもは、これをよく善戦健闘したと見ていただけたか、あるいは、もっとしつかりやれ、こういうことになりすのか、評価の分かれるところだと思つたのでございすけれども、さらにこれをもとにいたしまして、恒久的な市町村の道路財源の確立というものを、五カ年計画の整備とあわせ考えながら実現を期してまいりたい、これが自治省としての考え方でもございす。

の不足な財源の中から一体どこから整備をすべきかという考え方に立っていろいろ検討いたしますと、やはり一番利用度の多い国道、府県道というものを中心としながら逐次市町村道に及ぼしていきたいという考えでございす、一方、自治省といひますと、いまの鎌田参事官の意見のように、市町村道の性格、いろいろ利用の実態から見ても、当然自主財源をもつて大いにこれを整備していききたいというの、またこれ、自治省の側から見ますともつともでございす。

そこで、いづれに、どういふような裁定を下すかというところは、実は今年度予算編成にあたりましては、まだ道路計画全体の六兆六千億といふものの、将来の市町村道までを含めた詳細な計画ができておりませんので、とりあえず、自治省の非常に熱望もございすので、私も大蔵省としては、それにこたえる意味で、若干ではありますけれども、市町村道の自主財源といふような形で二十五億円の予算を計上いたしましたわけでもございす。

これは確かに必要な整備費全体から見ると、ほんとうにスズメの涙であることは先生の論をまぢません。しかし、将来私どもがこの自主財源をどうするかといふような点で、道路のいろいろの油引取税であるとかあるいはガソリン税等の問題については、これはやはり六兆六千億の詳細な点にきまつてきませんと、どういふようにすべきかといふ点をいまからきめるわけにまいりませんので、道路計画の五カ年計画といふものを詳細に積み上げる段階におきまして、なおひとつ検討してまいりたいと考えておるわけでもございす。

自治省が善戦健闘して二十五億円取つた、その点ではほめていただきたいといふことであります。その努力には敬意を表すけれども、そんなことでは全く不十分なわけでありまして、この道路計画全体の中で、まず必要度の高いところから順々にやつて、終わつてからこうやつていくのだという考え方、それはやはり人間の生活そのものを無視する立場が一貫しておると思つております。そうでなくて、若干の差はあつてもいいから、同時に、同じようなテンポで進める総合的な道路計画全体の中にやはり市町村道を整備する計画といふものを含めていくべきだ、そういう観点での努力が全くなされていくのではないのか。今度の場合、ようやく芽を出した状況でございす、この点、人間の生活環境の整備といふ点については、人間尊重であるとか社会開発とか、すべてそこへ落ちつくわけでありすが、そういうことをこばでは言うが、実際の政策ではあらわれてこない。

こういう道路行政の面でも、子供たちが学校に通い、ほんとうに雨の中あるいはほりりの中で全く苦勞しておる、そして地域住民はそれの中で毎日生活しておる。そういうものに対して、その道路を整備するといふ視点が非常に弱い。

この点については、三省とももう一ぺん道路計画を練り直す、こういうようなことで、市町村道も早急に整備する、もっとしつかりした財源なんかも、たとえばキロリットル当たり千円なら千円でもよろしい、そのくらいは市町村の安定した道路財源として供給をされて、国道、地方道と並行しながら、若干のズレはあるにしても、ある程度並行して、一番最後に回されるのだといふことになしに、そういう形で道路政策といふものについて、もう一ぺん計画を練り直すくらいの気持ちがあるかどうか。この点について、両次官からひとつ聞いて、その方向を確認して、私の質問を終わりたいと思ひます。

す。ただ、限られた財源の中でどこから先にやつていくかという問題がございす。したがいまして、それらはやはり住民のいろいろな利用の実態をよく見ながら検討してまいらなければいかぬと思ひます。

また、お話の中に二十五億円が非常に少ないといふことがございす。確かにそうでございす。市町村道の整備につきましては、御承知のように、起債が約百億円ばかりございす。それから都市計画の関係では、建設省都市局の所管するもので市町村道の整備なんかどんどん進められているわけでもございすから、私どもは、必ずしも市町村道に無関心であり、あるいはウェートのかけ方が全然少ないという感じは持つておらないのでございす、先生の申しさるるように、それぞれの地域の住民に直結したいいろいろな利便といふものがございすから、今後とも、市町村道の整備については、御意見のような方向でわれわれも大いに努力してまいりたいと思ひます。

○伊東政府委員 この町村道の問題につきましては、わが自治省といひましては、最大の恨事として語りぐさになっておることでもございまして、第二種交付金として二十五億円を取つたことは、鬼の首をとつたのではなくて、最初にこれだけでも取つたので、これから拡充をしていくという意気込みを非常に強くみんな持つておるわけでもございす。

そして、その拡充方については、よりより非常に強い意向を持っていま計画しておるのでございまして、大蔵省にもひとつこの機会にお願いしたいと思つておるわけでもございす。この二十五億円を全国の町村に配賦しますと、十万円にも足りない額になるので、それこそスズメの涙といふもおろかな額だそうでございまして、自治省の語りぐさになっております。

○内田委員長 次は、武藤山治君。

○武藤山治委員 大蔵大臣が見えるまで、ほんのわずかの時間ですが、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○小沢政府委員 市町村道の整備を大いに進めたいという気持ちは、関係各省みなあると思ひま

最初に、自治省の政務次官に、政治的な判断であり、今回の四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案を出すにあたって、全国知事会あるいは市長会では、四十一年度の特別事業債の償還財源としてこういう特例措置はできるんだらう、したがってこれは、今後昨年の特別事業債が償還し切れるまでの制度は続くんじゃないか、続けてもらえるのではないかと、そういう希望が知事会や市長会では強かったのではないかと、そう私は感ずるのでありますが、当局の次官としては、知事会や市長会の空気はどのように受け取っておりますか。

○伊東政府委員 まさに知事会や市長会の意向はそのとおりでございます。

○武蔵(山)委員 ところが、今回の措置は、大蔵省では本年、四十二年度限りだ、もうあとは続ける意思はないんだ、これが質疑応答の中である程度明らかになったのでありますが、そういう処置で自治省は一応引き下がりますか。それとも、来年もとにかく四十二年度の特別事業債のうちの約九百億円ぐらいの分は何とか国で負担してもらいたい、大臣も本会議で、地方に迷惑はかけない、心配はかけない、こう言っているしやるのですから、自治省としてはそういう方向で来年もひとつ強く押し進めて、何とか事業債の分だけは全部国で持つてもらおう、こういう強力な意思で折衝なさいますか。その点明らかにもしてもらいたい。

○伊東政府委員 これは四十二年度の特例法だと思いますから、一カ年限りのことじゃないかと思ふので、知事会でも非常に心配してそういうような意向の表明があったように思いますが、自治省といたしましては、やはり知事会の意向どおりに、国としてのめんどろは見てあげたいという一念でございます。

○武蔵(山)委員 政務次官、知事会や市長会のそういう強い意向を、大蔵省を担当する政務次官として、ほんとうにこれは本年度限りで、全くあと心配しないんだ、これはもう全く別なことにしてしまふんだ——ところが、いま自治政務次官の答弁を聞いていて、それに関連して、大蔵省の立場からあなたはどうお感じになりますか。

○小沢政府委員 御承知のとおり、私どもはこの法律の提案の主管官庁として、この法案、ごらんになっていただければわかりますが、四十二年度限りの臨時地方財政交付金でございますから、いまそういうお尋ねがございましたも、あくまでも本年度の臨時の措置であるとお答えせざるを得ないわけでございます。

○武蔵(山)委員 そういたしますと、大臣が本会議で、昨年度の分については地方公共団体に不安を持たせない、心配をかけないんだ、こういう演説をいたしておりますが、その意味を政務次官としてどのようにそんなにうたわれておりますか、大臣発言の意味を……。

○小沢政府委員 四十二年度限りの臨時の措置でございますが、また来年度の地方財政計画全般を見まして、もし地方財政に非常に迷惑がかかるというような場合には、これは私も地方に迷惑をかけないためですと十分検討してまいりたいでございます。そういう意味で大臣もお答えになったものと理解しております。

○武蔵(山)委員 そういたしますと、野党としては、知事会や市長会の意向を反映した附帯決議をつけようという実情と交差を与えたいとしておりますが、そういう政務次官のいまの答弁で、明年度以降の財政事情を十分勘案して、不安のない、心配をかけないという大臣の答弁は実行されるようにするのが当然だといふいまの政務次官のお考えのようでありまうから、そういうことであるならば、私たちは、ここで附帯決議をつけなくとも、政務次官を信頼して——本年度限りという法案ではあるが、あなたのいまの答弁を信頼して、われわれは附帯決議を取り下げる、こういう態度に出てもよろしいと思うのでありますが、ひとつ、大政務次官の貫禄を示して、いまの答弁がまことなうそにならぬように肝に銘じておいていただきたいと強くお願いをいたしておきます。

それから次に、自治省にちょっとお尋ねをいたしますが、今回の二十五億円の配分方法について、地方財政の特別措置に関する法律案の五条の二項に、従来「迎地対策事業債償還費」というのが、十の中に「特別事業債償還費」というのを新たに挿入をして、その計算の基礎に道路の延長メートルにつき二十九円とする。従来は二十六円二十銭、したがって二円八十銭引き上げをするわけですね。一メートルについて二円八十銭引き上げるといふのは、この二十五億円の配分をするためにこういう改正が行なわれるのですか。

○鎌田説明員 お説のとおりでございます。この市町村の道路の延長分に対応します分が、道路橋りょう費の道路の延長分に対応します分が、いまの二十五億円に見合う分でございます。

○武蔵(山)委員 そういたしますと、先ほど広瀬委員の質問に対しては、道路幅二・五メートル程度以上の市町村道、こういうものにこれからやろうと思うのだが、まだ配分の方法や基準はきまっておらぬ、こういう答弁をあなたなさったんです。この法改正でいくと、一メートル当たり二円八十銭引き上げる基準財政需要の計算の中で、これが二十五億円に大体当てはまるのだということになりますと、大体この二・五メートル以上の道路というものは、全国の市町村でどのくらい計算をしていくわけですか。どういう計算で二円八十銭上げると二十五億円になるのですか。その計算の基礎をちょっと明らかにしてください。

○鎌田説明員 ちょっといまここに計算の基礎を持ってきておりませんので、後ほど御報告にあがりたいと思います。

○武蔵(山)委員 これはいづれにしても、メートルについて二円八十銭基準財政需要の単価を引き上げるのですから、一カ年限りという、来年またこのところは修正でとるわけですか。それとも、本法の中には二十九円というものは入れずに、これはあくまで臨時の暫定基準ということに処理をするのか、本法のほうはいじらないのか、その辺はどうなのですか。

○鎌田説明員 特例法で単価費用を上げております。したがって、明年度以降恒久的な道路財源措置ができますと、今度は本法の単価費用を上げる、こういうことになるわけでございます。

○武蔵(山)委員 そうすると、従来の道路の延長一メートルにつき二十六円二十銭というのは、何か暫定措置でそういう規定はあるのですか。これは本法のほうの価格ですか。

○鎌田説明員 本法の単価でございます。

○武蔵(山)委員 そういたしますと、これは建設省や自治省両方に聞かないとわからないのですが、いま国道の距離はどのくらいあって、舗装率はどのくらいになっておるか、それから県道の距離、さらにその舗装率、市町村道の距離、これをちょっと明らかにしてください。

○吉兼説明員 四十一年度末の状況で申し上げますと、国道の実延長は二万七千三百四十一キロ、それから県道の延長は十二万四千六百七十七キロになっておまして、国道につきましては、改良率は七二・一％、舗装率が六九％、それから都道府県道につきましては、改良率が三三・七％、舗装率が一九・七％、以上でございます。

○武蔵(山)委員 市町村道はどうなっていますか。

○吉兼説明員 市町村道は実延長は約八十二万キロでございます。改良率が一二・三％、舗装率が四・五％でございます。

○武蔵(山)委員 建設省は交通量の多い国道からまずやって、順次市町村道に恩恵がいくような予算の使い方だ。こうなりますと、県道が一九・七％の舗装率という、まだまだこれはたいへんな先の話で、五十年六十年先になつてしまふんじゃないかという不安が先に出てくるのですが、建設省の計画では、地方主要道路と申しますか、県道のおもな道路、これは何年後ぐらいには全部舗装になるという長期見通しはどうなつておるのですか。

○吉兼説明員 お尋ねの件は、目下私の方で今度の新五カ年計画の各道路種別事業費の配分等を作業中でございます。はっきりしたことはお答えいたしかねますけれども、私どもの五カ年計画

を立てます前提に、一応の道路の長期ビジョンというものを持っております。その長期ビジョンは、二十年後のわが国の道路整備の目標というところでございしますが、その道路整備のビジョンでまゐりますと、大体昭和六十年を一応目標にいたしまして、一般の府県道等は改良なり舗装を全部終わりたいというふうな考え方を持っております。しかしながら私どもは、そこまで到達するまで市町村道は全然手をつけない、こういう意味じゃございせん。やはりバランスを見ながら一般の市町村道も逐次これは整備をはかっていきたい、こういうこととございします。

○武蔵(山)委員 大臣お見えになりましたからやめますが、ひとつ国道、県道、市町村道の四十一年度の予算額、国道はこれだけ予算をかけた、県道はこれだけ、市町村道はこれだけという、実績でもいいですから、ちょっと数字を出してくだ

○吉兼説明員 四十一年度で申し上げますと、国道が二千二百五十九億円、これは事業費でございします。事業費ベースで申し上げますが、地方道が二千三百三十二億円、この地方道の内訳を申し上げますと、主要地方道が一千七十九億円、一般県道が七百七十六億円、市町村道が四百七十七億円、以上でございします。

○武蔵(山)委員 この数字を見ると、これは高速道路や何か入っていないと思ひますけれども、有料道路や何かは全部除いて市町村道が四百七十七億円というの、どう見ても、地方住民の便益というところを考えた場合には、比率から見てもあまりにも少な過ぎる感じがいたすわけです。そこで自治省も本年二十五億円の市町村道予算というものを確保しようというので真剣になったんだと思ひます。いづれにしても、市町村道に對する国の財政措置というものは非常に微々たるものである。もともとと力を入れなかりいかぬと思ひますが、大蔵大臣、採決前に一、二点確認をしておきたいのであります。

今回、地方道予算に二十五億円の財政措置を国

が考へる、しかし、これはあくまで四十二年度限りだ、こういう説明でありますし、そういう法案であります。しかるに、先ほどの議論をいろいろ検討しておりますと、市町村道というものが非常におくれをとっている。しかも、末端住民の直接利益を受ける交通道であるという立場から、本年度限りということにしないで、今後ともこの制度というものを続けていったらどうか、続けるべきではないか、そういう意見は知事会や市長会にも非常に強い、いま自治省の政務次官からも聞きました。

もう一つは、四十一年度の特別事業債を一千二百億円の政府は認めて、その償還のために何とかなんどうを見ようということと本年九十五億円の予算計上をいたした、しかし、これも本年限りだ、こういう法の趣旨になっておるわけでありまして、ところが、大蔵大臣は本会議の演説の中でも、地方財政の窮乏を政府はめんどろを見る、心配はかけない、不安は持たせない、こういうような演説をなさったわけでございますから、本年度限りというこの法の精神をひとつコンクリートしないで、これをさらに、昨年無理してやった事業債の分を償還するまではこういう制度を続けて、地方自治体に心配をかけない、こういう姿勢を明らかにしていただきたい、こう思ふのであります。大臣の本会議演説と関連して、ひとつここで確認をしておきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○水田国務大臣 地方財政に迷惑をかけないようにするという答弁をいたしました。それに、ついていま地方行政委員会では呼ばれて、そういう方向でやってくれるかというような御趣旨の質問に對して、そういう御意見のように処置する、いま答弁してまいったところでございまして、そういうふうにしたと思ひます。

それから、道路財源の問題につきましては、御承知のようにいま道路計画のこまかい点の検討をいたしておりますので、細目決定の過程において、地方道の財源というふうなものについても確保方を関係省で相談するということになっていま

すので、その財源の確保につとめたいと思つております。

○武蔵(山)委員 これで質問を終わります。

○内田委員長 本案に對する質疑はこれにて終了いたしました。

○内田委員長 これより討論に入ります。通告がありますので、これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案に對しまして、反対の意思を表明し、討論をしたいと思ひます。

まず最初に、地方財政全般の問題から考えまして、地方自主財源の抜本的な拡充、こういう問題が非常に強く要求されておるにもかかわらず、何ら今回の措置において見るべき改善措置が行なわれておりません。

第二は、過密都市の対策であるとかあるいは地域開発事業、こういうようなものを安易に地方団体の負担に転嫁をいたし、しかもそれを、起債にその財源を求める、こういう危険な方向が強くあらわれてまいりました。これらのことは、一そう地方住民の負担の増加を強める結果になることをおそれるものであります。

第三には、地方債の安定的な消化、あるいは発行条件の改善、政府資金の大幅な投入をふやす、こういう点についての具体的な政策が見られませんが、さらにまた、これらについて累増する地方債についての確実な償還計画というものが立てられていない、こういうような点がござい

ます。さらに、ただいま議題になっております法律の一部改正案の内容について見ましても、四十一年度配付の特別事業債が、本来、一般財源であるところの交付税をもつて措置すべきものの代替として配分されたにもかかわらず、これが元利償還は、そういう意味からいへば、その元利が完済さ

れるようになるまで当然国が責任を持って措置すべきものと思はれるのであります。これについて、政府はついに明確な答弁をいたしません。そのようなことでは、これは当時の福田大蔵大臣の言明にも相反する、いわゆる食言ともいふべきものでございします。また、地方行政委員会等において付しました附帯決議の精神にも反するものと思ひます。次第でございします。まことに遺憾のきわみであります。

最後に、今日非常に立ちおくれている市町村住民の生活環境の中で、実に重大な問題をもたらししております市町村道の未整備の状況というものを對して、二十五億円というものを初めて配分することになったわけでありまして、これは質問の過程の中でも明らかにいたしましたように、自治政務次官ですら、スズメの涙にも満たないものだと思ひ認されるように、きわめて少額であります。しかも、これを今年限りの措置で打ち切ってしまうというふうな態度に對しては、私どもは断じて承服するわけにまいりません。地方自治の健全化のために、また地方財源の自主的充實、こういうような見地から見ましても、特別事業債に對する償還に見合うものとしての措置も今年限り、こういうような、まさに地方自治に對する非常に冷たい措置に對して、私どもは賛成するわけにまいらないわけでありまして、

以上の理由をもちまして、私は反対の意思表明をいたすわけであります。ただ、大蔵大臣が、ただいま武蔵委員に對し、また、本委員会における質疑に對してお答えになられたように、地方自治体にこれらの問題について迷惑をかけないようにする、この点を、特にそのとおりに今後実施されるように強く要望いたしまして、反対討論を終る次第であります。

○内田委員長 次に、永末英一君。

○永末委員 私は、民主社会党を代表いたしまして、本案に對して賛成をいたします。その賛成の趣旨をこれから申し上げたいと存じます。

わが国の社会構造は、一路都市化の方向へ向け

て進んでおります。都市化というのは、人口の都市集中、それに伴って減少してまいります住宅、生活環境、交通あるいはまた公害、いろいろな問題が集中してまいるのでございまして、地方公共団体は、言うなれば第一義的にそれらの問題に對して対処しなければならぬ、こういう責務を負うておるのであります。すなわち、地方公共団体の事務量は爆発的に増加しつつある。したがって、国は、この地方公共団体の事務の増大に伴う国の制度、そうしてまた財政措置に對して、公共団体が住民の希望に沿えるような措置を講ずべきであるとわれわれは考えます。

この観点から交付税、譲与税配付金制度を見ますに、これはすでにこのような状況に對應する措置とはみなされなくなつてゐるとわれわれは判断をいたしております。すなわち、所得税等三税を基礎において一定率をもって配付金制度をやつていくというのは、その変貌しつつある地方公共団体の財政的要望にはこたえ得ないのである。その点につきましては、私どもは、一刻も早く地方公共団体に、これらの地方住民の要望に即して業務を行ない得るよう抜本的な財政制度の改善を行なうべしということを主張してまいりました。

この観点から考えますと、今回の措置はまことにこう案ぱりであります。今年度限り臨時地方財政交付金を一般会計から特別会計に繰り入れるというのであつて、それならば、先ほど申し上げましたような、未来を見通しつつどうするかということに対して、政府の基本的な方針は全く明らかにされております。しかしながら、昨年度も固定資産税の免税点の引き上げに伴つて、第三種特別交付金をつくつて、そうして何とか糊塗しようとした。また、自主財源を与えなければならぬのに、特別事業債を発行せしめて、その償還財源がないからといってこれに充てようとしている政策はこう案ぱりであります。

しかし、わが党がこれに反對して、これがつぶれるということになりますと、現在の地方団体は本年度きわめて困難な状況に立ち至るのである。

私どもは、この点を考えつつ、血を吐くような思いで、政府は必ず抜本的な対策を立てて、この地方住民の希望にこたえるその用意をすべきことを強く期待しつつ、本案に對しましては、賛成をいたすものであります。

○内田委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 次会は、公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

昭和四十二年六月八日印刷

昭和四十二年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局